

I
23

昭和二十五年

政党の文教政策

日本社会党
 民主党
 国民協同党

1-6
24

増田	4
----	---



日本社會黨の文教政策

二二二、六、三

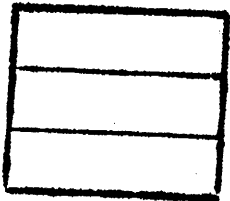
調査局調査課

社會黨文教政策 日本教育新聞より (二二四一六)

- 一 教育理念は新憲法に求む
- 二 教育の機會均等實現のため育英制度の刷新充實、義務教育無償主義の徹底、男女差別の徹底、高等教育機關の適正配置
- 三 教育行政の民主化のため教育行政の獨立と地方分權の確立、各級學校教育相互間および學校教育と社會教育との間の緊密化、労働者、農民を重視する社會教育施設の整備、學校圖書館等國家施設の解放
- 四 教育財政の整備確立のための教育税の樹立
- 五 教育者の社會的經濟的地位の確立のため待遇の適正化、再教育、醫療制度、自主組織の確立、師範教育制度の徹底的改革
- 六 教育の振興及び普及、特に、科學教育政

- 一 日本社會黨一般政策 第九文化 (二二二、一一)
- 二 世界文化の自由なる攝取と新日本國民文化の建設

- 一 人格の尊嚴に基く社會連帶精神の昂揚
- 二 勤勞と教育の結合、社會主義知識の普及
- 三 國民の科學及技術知識水準の向上
- 四 科學技術の振興と研究機關の充實、科學技術者の優遇
- 五 メートル法度量衡制度の採用



- 治教育の強力
- 六 私學教育の振興のため待遇改善、封鎖予金の解除、學校建設、教育施設の確保
- 七 學生、學童の衛生施設の確立
- 八 新學制に伴い軍工場施設の優先的拂下げ起債の認可、資材の確保
- 九 國字の徹底制限と英語の普及
- 十、世界教育會議の提唱

民主党的の文教政策

増田國民協同党的の文教政策

<p>一 我等は新憲法の精神を堅持し民主的的政治体制を確立して、平和國家の建設に緊切な革新政策を断行する</p>	<p>一 教育税、奨学公債を創立し教育を財政的に独立させる。</p>
<p>二 我等は総合的經濟計畫に基き産業を民主化して、その急速な復興を図り大衆生活の安定を期する。</p>	<p>一 國民教育の機会均等を實現させるため、卒業學校による差別待遇をやめ、無産者に対し奨学制度を確立し、私学復興に努力すると共に、女子専門教育を充実させる。</p>
<p>三 我等は個性の完成を目標とする教育の振興を図り、宗教情操を涵養して、大衆の教養向上に努め世界の文運に對する。</p>	<p>一 科学教育、芸術教育の振興</p> <p>二 宗團の刷新、政策に力め、完全宗教を育成する。</p>
<p>四 我等は國際信義の恢復に努力し、進んで平和世界の建設に協力する。</p> <p>○ 民主党的の政策は、また詳細にきめられ、といふが十八項中の第十六項は、</p>	<p>一 協同組合により社会教育、社会事業、厚生施設の拡張を計り、これを中心として新生活文化を建設する。</p>

文 部 省

時代の進運に即する新教育を實施し、

個性の完成と宗教情操の涵養を

その基調とすること

○進歩的資料に接する

女子の進歩的資料に接する

I - 23